

地域主権改革による権限移譲に伴う「世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例」の制定について

(付議の要旨)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第3次分)の施行により改正された介護保険法(以下「法」という。)に基づき、「世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例」(以下「条例」という。)を制定する。

1 主旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第3次分)の施行により改正された介護保険法に基づき、従来、国の省令で定められていた地域包括支援センター(以下「センター」という。)における包括的支援事業を実施するために必要な基準について、条例を制定する。

条例(案)の作成にあたり、事前に骨子案による区民からの意見募集を行い、この度、条例(案)を取りまとめたので、報告する。

2 条例(案)の内容

条例は、法及び介護保険法施行規則(以下「省令」という。)に規定された「従うべき基準(センターの職員に関する基準)」及び「参酌すべき基準(センターの運営に関する基本方針)」により定める。

条例案の内容は、別紙「世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例(案)」のとおりである。

従うべき基準：条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準。省令と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは可能である。

参酌すべき基準：省令の基準を十分に参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容される。

3 区民意見募集の結果

条例(案)の作成にあたり、次のとおり、骨子案による区民からの意見募集を行った。

(1) 実施期間

平成26年9月15日から10月6日まで

(2) 周知方法

ホームページ、広報紙、FAX情報便(事業者向け)、電子メール(地域包括支援センター及び同運営法人向け)

(3) 意見募集の結果及び区の考え方

応募人数 9人

主な意見内容及び回答

| 意見内容(要旨) | 回答(区の考え方) |
|---|--|
| センターの職員数が不足していると感じる。高齢化に伴い、高齢者世帯も増加しており、センター職員の支援が不可欠である。将来を見据え、多めの職員配置を望む。(他1件) | 本条例は、センターの職員配置数の基準について遵守すべき最低限の基準を定めるものである。今後も、センターにおいて包括的支援事業が適正に行われるよう、配慮していく。 |
| センター間における一職員あたりの高齢者数や面積に違いがあることから、住民ニーズ対応やサービス提供への格差、職員への過度な負担が生じないように、一職員あたりの高齢者数や面積を勘案した職員配置及び財源確保を望む。(他6件) | センターの担当区域の高齢者(第1号被保険者)の数は、3,000人台から12,000人台までであることから、本条例では、高齢者数の違いによる業務量の違いやスケールメリットを勘案しながら、地区ごとの高齢者(第1号被保険者)の数に応じて、人員の配置基準を定めた。 |

4 今後のスケジュール

平成27年 2月 4日 福祉保健常任委員会報告

2月15日 意見募集の結果及び区の考え方の公表(区のおしらせ等)

同月 平成27年第1回定例会提案

4月 1日 条例施行

世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第5項の規定に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）において包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）において使用する用語の例による。

（基本方針）

第3条 センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、各被保険者が介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用することができるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 センターは、包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービス事業者その他サービス事業者、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会、医療機関、民生委員、被保険者の日常生活の支援に関する活動に携わるボランティアその他の関係者との連携に努めなければならない。

3 センターは、世田谷区地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

（地域包括支援センターの職員に係る基準）

第4条 センターには、当該センターの職務に専ら従事する常勤の職員として、次の各号に掲げる者につき当該各号に定める人数を配置するものとする。

- (1) 保健師又はこれに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士又はこれに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員又はこれに準ずる者 1人

2 センターには、次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に定める人数以上の職員

を前項に規定する職員に加えて配置するものとする。

| 担当する区域における第1号被保険者の数 | 加えて配置すべき人数 |
|----------------------|------------|
| おおむね3,000人以上6,000人未満 | 1人 |
| おおむね6,000人以上9,000人未満 | 2人 |
| おおむね9,000人以上 | 2.5人 |

備考

- 1 担当する区域における第1号被保険者の数（次号において「1号被保険者数」という。）がおおむね6,000人以上9,000人未満であるセンターに加えて配置すべき職員2人以上のうち、1人は前項各号に掲げる者（次号において「専門3職種」という。）のいずれかに該当する者又は介護支援専門員でなければならない。
- 2 1号被保険者数がおおむね9,000人以上であるセンターに加えて配置すべき職員2.5人以上のうち、2人は専門3職種のいずれかに該当する者又は介護支援専門員でなければならない。
- 3 1週間当たりの勤務時間（以下この号において「週勤務時間」という。）が前項に規定する職員の週勤務時間より短い職員については、当該職員の週勤務時間を前項に規定する職員の週勤務時間で除して得た値（その値に小数点以下第2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をその人数とみなしてこの表を適用する。

（委任）

第5条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。